

新分野進出に係る建設工事入札参加登録資格審査の再評価に関する特例要領FAQ

出納局契約課管理班

平成19年12月19日更新

質 問

回 答

新分野事業に認定される事業とは、具体的にどのような事業か？

総務省統計局が定める日本標準産業分類表（以下分類表）の「建設業」と異なる事業を新分野事業と定めています。

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業、性風俗関連特殊営業や公序良俗に反するものは、新分野事業とは認められません。

新分野事業の認定審査受付は、日時の予約が必要なのか？

出納局契約課管理班（行政庁舎2階）にて、随時受け付けしています。

新分野事業が認定された場合、再評価された格付けは、いつから入札参加登録に反映されるのか？

認定を受けた日から、再評価後の総合評点及び等級（ランク）が適用になります。

再評価を希望する場合で、登録されている業種の内特定(希望する)業種だけを再評価することは可能か？

特定の業種だけを再評価することはできません。現在登録されている全ての業種について、総合評点に10%又は15%が加算されます。

総合評点に10%又は15%の加算とは、どのようなことなのか？

土木一式工事の総合評点が830点で1級技術者11名の事業者で15%加算される場合であれば、再評価後954点となり、等級はAからSへ再格付けされます。

なお、平成19年4月より要領を一部改正しており、技術者要件を満足しない場合については、上位等級に格付けしないこととしています。

詳細は、「特例要領の改正について（<http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kmsb.htm>）」を参照願います。

認定された場合、認定内容は公表されるのか？

認定された建設事業者の承認番号・建設事業者名・新分野進出事業名について、宮城県出納局契約課ホームページに掲載されます。

新分野事業を5年以上前から営んでいるが、『新分野進出に係る建設工事入札参加登録資格審査の再評価に関する特例要領（以下特例要領という。）』の対象となるのか？

当該特例要領は、新分野事業進出後の経営が安定すると考えられる5年未満を対象としているため、5年以上前から事業経営している場合は、特例要領の対象外となります。

質 問

新分野進出による再評価（認定）申請書 様式第1号中の、1の新分野進出事業種別とは、何を記載すれば良いのか？

新分野進出を証明する書類（添付資料4）で定める必要資料は、具体的にどのようなものが必要になるのか？

複数の建設事業者が共同で支出した場合、概ね300万円以上支出していれば、全ての建設事業者が対象となるか？

新分野事業進出により認定されたが、認定期間の5年を満了した。その後、新たに新分野事業に進出した場合、認定の対象となるのか？

FAQに記載されていない事項や、疑問点等がある場合は、出納局契約課管理班（TEL022-211-3335）まで問い合わせ下さい。

回 答

建設事業者が実施した新分野事業が属する、分類表の小分類を記載して下さい。

例えば、野菜の栽培及び出荷を行う事業を新たに営んだ場合
(大分類) (中分類) (小分類) (細分類)
農 業 → 農 業 → 耕種農業 → 野菜作農業

建設事業者が一部門を追加し事業を行う場合)

- ・新分野進出に係る取締役会等の議事録（定款変更に係る議事録）
- ・定款
- ・登記簿謄本
- ・事業展開確認資料（新分野事業の経営状況が確認できる資料（財務諸表・領収証など））
- ・写真（支出し建築した施設など新分野事業展開が確認できるもの）

別法人設立の場合)

- ・新分野進出に係る取締役会等の議事録（建設事業者が別法人へ出資した場合は、その旨を決定した議事録）
- ・別法人の定款
- ・別法人及び建設事業者の登記簿謄本
- ・事業展開確認資料（新分野事業の経営状況が確認できる資料（財務諸表・領収証など））
- ・写真（別法人が建築した施設など新分野事業展開が確認できるもの）

※ 建設事業者の新分野進出への可否判定を、登記簿謄本により確認しているため、定款に事業として明記されていることが必要です。

なお、新分野事業種別に応じて提出資料を追加する場合があります。

共同支出した場合でも、概ね300万円以上支出した建設事業者に限り、認定の対象者となります。

なお、共同により事業認定された場合においては、詳細内容の確認が必要であるため、事前に契約課管理班まで問い合わせ下さい。

一度認定された事業と新たに進出した事業との関係を確認する必要があり認定できる場合とできない場合が想定されますので、事前に契約課管理班まで問い合わせください。

